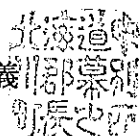


令和2年度「千代田新水路周辺見学・観光ツアー」の実施について、催行者を募集するため次のとおり公告する。

令和2年7月10日

幕別町長 飯田 晴義



1 募集概要

(1) 催行事業名

令和2年度「千代田新水路周辺見学・観光ツアー」

(2) 催行内容

千代田新水路周辺の河川区域の素材を生かした観光ツアーを実施し、多くの方に十勝川の自然や生物の尊さを感じてもらおうとともに十勝川の治水に関して知ることが可能なもの。

(3) 催行期間

令和2年9月1日(火)から令和2年11月15日(日)まで

2 応募資格

次の要件を全て満たしているものとする。

(1) 次の要件を全て満たしていること。

- ① 幕別町の観光振興に対し、積極的に宣伝広告の活動協力ができること。
- ② 十勝観光連盟の会員（特別会員）であること。
- ③ 過去1年以内に主催旅行の催行実績が1件以上あること。
- ④ 別紙に定めた条件について同意できること。

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある。
- ② 役員（非常勤を含む。）及び経営又は運営に事実上参加している者が暴力団の構成員である。

3 審査

催行申込書等の提出を求め、審査の上、催行者の登録を決定する。

4 手続等

(1) 申請又は問い合わせ窓口

幕別町経済部商工観光課観光係（幕別町役場庁舎2階）

住所：〒089-0692 北海道中川郡幕別町本町130番地1

電話：0155-54-6606（商工観光課直通）

FAX：0155-54-5564

E-mail：kankokakari@town.makubetsu.lg.jp

(2) 関係書類の交付

次の(1)～(5)の関係資料は、経済部商工観光課で直接配付するほか、町のホームページに関係資料を掲載する。

- ① 公告の写し
 - ② 令和2年度「千代田新水路周辺見学・観光ツアー」催行要領
 - ③ ツアーの中止判断基準
 - ④ 様式1 令和2年度「千代田新水路周辺見学・観光ツアー」催行申込書
 - ⑤ 様式2 同意書
- (3) 催行申込書等提出書類
- ① 様式-1【令和2年度「千代田新水路周辺見学・観光ツアー」催行申込書】
 - ② 様式-2【同意書】
 - ③ 添付資料
 - ・会社概要
 - ・過去1年以内の主催旅行の実績を示す書類〈ツアーパンフレット等〉
 - ④ ツアーの企画概要書（任意様式（催行希望日・時間、企画内容を記載）。旅行パンフレット（案）可。以下同じ。）
- (4) 提出期限、提出場所、提出方法等
- ① 提出期限 ツアー実施日の3週間前まで
 - ② 提出場所 幕別町経済部商工観光課観光係
 - ③ 持参又は郵送により事務局まで提出してください。
- なお、申告事項等に虚偽内容が含まれていた場合には、令和2年度の施設見学に関する権利を放棄していただきます。

5 その他の事項

- (1) 提出書類等の作成経費及び旅費等の必要経費は、応募者の負担とする。
- (2) 詳細は、別添「令和2年度「千代田新水路周辺見学・観光ツアー」催行要領」による。